



臓器移植法施行規則の参考書式における記載案について

第82回 厚生科学審議会 疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

法律における本人の書面による意思表示がある場合の取り扱いについて

- 臓器移植法においては、本人の書面による意思表示の有無により規定が分かれており、意思表示がある場合、遺族は「書面により承諾しているとき」ではなく、「**拒まないとき**」に、臓器提供が可能である。
- しかし、現在の運用では、本人意思表示がある場合と不明の場合のいずれにおいても、同様の書式を使用している。いずれの場合でも、「遺族が承諾する」という形式になっており、本人の書面による意思表示がある場合では、「**遺族が拒まないとき**」という法律の規定と齟齬が生じている。

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）

第六条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

- 一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた**遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき**又は遺族がないとき。
- 二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、**遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき**。

本人の書面による意思表示がある場合の取り扱いについて

- 臓器提供事例が1,000例を超えたことを鑑み、運用面においても法律の趣旨に忠実に、**本人の書面による意思表示がある場合には、家族は承諾ではなく拒まないか否かの判断を行うことを明確化した運用**としてはどうか。
- なお、承諾書は拒まないことを示す書面を内包していると捉えられることから、家族から「承諾書」の取得後に本人の提供意思を表示した書面が発見された場合は、承諾書に本人の意思表示がされていた旨を事後的に追記することで書面の取り直しは求めないこととしてはどうか。

<変更案の要点>

現行		今後	
書面意思表示あり	書面意思表示なし	書面意思表示あり	書面意思表示なし
家族同意による臓器提供の承諾書		拒まない旨を表示した書面	家族同意による臓器提供の承諾書

<参考書式における記載案>

旧	新	
	書面意思表示あり	書面意思表示なし
上記の者の脳死の判定に関する意思は、次のとおりです。(いずれかに○) () 臓器を提供する意思を書面により表示しており、脳死の判定に従う意思がないことを表示していません。 () 臓器を提供する意思がないことを表示していません。また、脳死の判定に従う意思がないことを表示していません。 私は、脳死について説明を受け、十分に理解した上で、上記の者に臓器の移植に関する法律に基づく脳死の判定が行われることに異存ありません。 臓器の摘出について説明を受け、十分に理解した上で、上記の者が脳死後、移植のために臓器の摘出を受けることに異存ありません。 (略) 以上は家族の総意であることに相違ありません。	上記の者は、臓器を提供する意思を書面により表示しており、かつ脳死の判定に従う意思がないことを表示していないことを <u>確認しました</u> 。 私は、脳死及び臓器摘出について十分な説明を受け、その内容を理解した上で、上記の者に対し、臓器の移植に関する法律に基づく脳死判定及び脳死後に移植のための臓器摘出が行われることを <u>拒まず、家族の総意として、本人の意思を尊重します</u> 。 (略)	上記の者は、臓器を提供する意思がないことを表明しておらず、かつ脳死の判定に従う意思がないことを表明していません。 私は、脳死及び臓器の摘出について十分な説明を受け、その内容を理解した上で、上記の者の臓器提供に関する意思を慎重に推定した結果、上記の者に対し、臓器の移植に関する法律に基づく脳死判定及び脳死後に移植のための臓器摘出が行われることを承諾します。 (略) <u>以上は家族の総意であることに相違ありません</u> 。